

山梨県公報

第千五百十七号

平成十六年

十月二十一日

木曜日

目次

生活保護法に基づく医療機関の指定	六六五
生活保護法に基づく施術機関の指定	六六六
生活保護法に基づく指定医療機関の変更	六六七
生活保護法に基づく指定施術機関の変更	六六七
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	六六七
生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	六六八
結核予防法に基づく医療機関の指定	六六八
土地改良区の定款の一部変更の認可	六六八
河川区域の指定の一部改正	六六八
建築基準法に基づく道路位置指定	六六八
訓令	
職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令	六六八
公告	
落札者等の決定について	六六九
国土調査の成果の認証	六六九
公共測量の実施(二件)	六六九
開発行為に関する工事の完了について	六七〇
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	六七〇
指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出	六七〇

告示

山梨県告示第四百八十五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	指定年月日
あんず薬局	都留市十日市場名主目九百三十一番地	平成十六年三月一日
げんきキッズクリニック	中巨摩郡昭和町清水新居千四十八番地	平成十六年四月一日
ふじ薬局甲府和戸店	甲府市和戸町六百八十五番地の三	平成十六年四月一日
橋田耳鼻咽喉科医院	甲府市中央二丁目十二番二十八号	平成十六年三月九日
にしおか内科クリニック R A	甲府市和戸町六百七十九番地	平成十六年四月五日
街の薬局いちかわ	西八代郡市川大門町五百九十三番地の二	平成十六年三月一日
野之瀬診療所	南アルプス市上市之瀬七百二十五番地	平成十六年三月十九日
細田眼科医院	中巨摩郡敷島町長塚十二番地の一	平成十六年四月二十一日
あおぞら薬局宝・寿町店	甲府市宝二丁目二十五番十二号	平成十六年四月一日
社団法人山梨県薬剤師会 会営調剤薬局	中巨摩郡玉穂町若宮二十七番地の十二	平成十六年五月六日
フジ河口湖クリニック	南都留郡富士河口湖町船津字桜休場六千八百八十七番地	平成十六年四月一日
下部町営古閑診療所	西八代郡下部町古閑二千四百三十七番地	平成十六年二月二十九日
六郷調剤薬局	西八代郡六郷町岩間二千二百二十六番地の一	平成十六年四月一日

株式会社オーエスドラッグスリバーサイド南店	中巨摩郡田富町山之神二千八百八十三番地の五十二	平成十六年四月一日
有限会社赤岡綜合薬局	甲府市北口三丁目一番一号	平成十六年五月二十四日
有限会社中沢薬局敷島店	中巨摩郡敷島町長塚十三番地の六	平成十六年四月二十日
西井クリニク	北都留郡上野原町上野原七百二十九番地の九	平成十六年五月二十日
整形外科医院	北都留郡上野原町上野原千七百七番地	平成十六年四月十九日
フーメン薬局	南都留郡富士河口湖町船津二千二百一十一番地の四	平成十六年五月七日
戸澤歯科医院	都留市戸沢二百九十番地の一	平成十六年六月八日
中央医院	富士吉田市下吉田千七百二十五番地	平成十六年五月一日
森の診療所	北巨摩郡高根町清里三千五百四十五番地の二千五百五十	平成十六年四月一日
福島屋薬局	山梨市小原西七百四十二番地	平成十六年七月一日
有限会社中沢薬局	北巨摩郡高根町清里三千五百四十五番地の五千九百九十	平成十六年四月一日
有限会社千秋舎セキテイ調剤薬局石和店	東八代郡石和町松本千六十番地	平成十六年七月五日
みさき薬局北口	甲府市北口一丁目一番三号ワンストップーフ	平成十六年七月一日
有限会社フロイント大門薬局	西八代郡市川大門町四百四十一番地之二	平成十六年六月二十一日
藤井平皮膚科	韮崎市藤井町坂井三百二十番地の	平成十六年六月一日

坂の上クリニク	山梨市東後屋敷九百八十六番地の八	平成十六年四月八日
石和南整形外科クリニク	東八代郡石和町東油川三百十九番地の九	平成十六年四月一日
おの整形外科クリニク	東八代郡石和町松本千六十番地	平成十六年七月五日
やまびこ小児科クリニク	南アルプス市鮎沢千三百六十三番地	平成十六年八月二十三日
ありす薬局	北都留郡上野原町上野原六百九十一番地の九	平成十六年八月十六日
メーブル薬局	韮崎市藤井町坂井三百二十番地の六	平成十六年六月一日
ホクト薬局	北巨摩郡須玉町藤田七百五十八番地	平成十六年六月一日
医療法人雙寿会山中湖村診療所	南都留郡山中湖村山中十二番地	平成十六年四月一日
医療法人雙寿会平野診療所	南都留郡山中湖村平野百四十一番地の九	平成十六年四月一日
薬局明野	韮崎市中田町小田川千四百十六番地の三	平成十六年九月一日

山梨県告示第四百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

谷戸接骨院	北巨摩郡大泉村谷戸二千五百七十二番地	平成十六年三月二十五日
竹内整骨院	北巨摩郡長坂町小荒間二千四十八番地の六	平成十六年四月十五日
斉藤整骨院	中巨摩郡竜王町富竹新田二千五百六番地の四	平成十六年四月十九日
下部温泉整骨院	西八代郡下部町下部九百七十二番地	平成十六年五月十七日
細田鍼灸院	東八代郡石和町市部三百八番地の三	平成十六年六月三十日
A M S 治療院	南都留郡忍野村忍草千二百三十四番地の十二	平成十六年九月十三日

山梨県告示第四百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関に次のとおり変更があった。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地	変更事項
変更前 溝部医院 変更後 医療法人みぞべ会溝部医院	西八代郡市川大門町千二百三十五番地	名 称

山梨県告示第四百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により指定した施術機関に次のとおり変更があった。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地	変更事項
仁接骨院	変更前 富士吉田市竜ヶ丘一丁目五番五号 変更後 富士吉田市竜ヶ丘一丁目五番十二号	所在地

山梨県告示第四百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関は、廃止した。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
野之瀬診療所	南アルプス市上市之瀬七百二十五番地
橘田耳鼻咽喉科医院	甲府市中央二丁目十二番二十八号
下部町営古閑診療所	西八代郡下部町古閑十八番地
社団法人山梨県薬剤師会会営薬局	中巨摩郡玉穂町若宮二十七番地の十二
有限会社赤岡綜合薬局	甲府市北口二丁目三十二番二号
産科婦人科恵心医院	甲府市上今井町二百十八番地の一
中村医院	塩山市上於曽千九十二番地
甲斐堂医院	南都留郡道志村一万六百七十番地
戸沢歯科医院	都留市戸沢二百九十三番地
中央医院	富士吉田市下吉田千七百二十五番地
白根調剤薬局	南アルプス市飯野二千九百三十七番地の一
福島屋薬局	山梨市小原西七百四十二番地

花輪医院

南アルプス市小笠原五百十三番地

山梨県告示第四百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により指定した次の施術機関は、廃止した。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
共立マッサージ	南都留郡富士河口湖町船津四千七百五十九番地の九

山梨県告示第四百九十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
さくら調剤薬局	中巨摩郡玉穂町若宮二十七番地一

山梨県告示第四百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十六年十月十三日白根土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百九十三号

一級河川浅川に係る河川区域の指定（昭和五十年山梨県告示第二百十六号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

「第一号図から第四号図まで」を「第一号図から第二十二号図まで」に改める。
（その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建设部に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
笛吹市石和町小石和字神明六五二番三
- 二 道路の幅員
最大九・二五〇メートル 最小六・〇〇〇メートル
- 三 道路の延長
五四・三五九メートル

訓 令

山梨県訓令甲第十一号

本 出 先 機 関 庁

職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中 「山梨市上神内川」 「都留市上谷一丁目」
東八代郡石和町市部」 を 山梨市上神内川 に、 「北巨摩郡須玉町若神
東八代郡石和町松本」 南都留郡河口湖町船

子「中巨摩郡昭和町押越」を「北巨摩郡須玉町若神子」に、

士吉田市上吉田

富士吉田市上吉田

都留市中央三丁目

南巨摩郡南部町内船

を

富士北麓・東部地域振興局
農業改良普及業務
富

富士北麓・東部地域振興局
農業改良普及業務

男女共同参画推進センター
男女共同参画推進に係る支援業務及び啓発事務

に改める。

この訓令は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県新財務会計システム開発業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日
平成十六年十月五日（火）

四 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 落札金額
四億四千万円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札に係る総合評価競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日
平成十六年七月十五日（木）

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 調査を行った者の名称
下部町

二 調査を行った時期
平成十四年十一月十五日から平成十五年三月二十五日まで

三 成果の名称
地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
身延町三沢の一部地区

五 認証年月日
平成十六年十月五日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十六年十月六日付けで国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 公共測量（一級基準点測量）
- 二 作業期間 平成十六年十月四日から平成十六年十月二十日まで
- 三 作業地域 北巨摩郡白州町（富士川水系釜無川右支中ノ川流域）

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十六年十月六日付けで国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 公共測量（平成十六年度大月バイパス路線測量）
- 二 作業期間 平成十六年九月十四日から平成十六年十二月二十日まで
- 三 作業地域 大月市上花咲、下花咲及び富士見台地区

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年十月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
塩山市小屋敷字駒園一五七六の一、一五七七の二、一五八一の一、一五九七の三、一六〇一の一及び一六〇一の五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩山市小屋敷千五百六十八番地 土屋契

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十四号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一

部を次のように改正する。

別表第三甲府警察署の部中央交番の項中、「中央交番」を、「城東交番」に、「甲府市中
央五丁目2番32号」を、「甲府市城東三丁目15番31号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県公安委員会告示第八十一号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社協同社山梨中央自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年十月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

- 一 変更後の代表者の氏名 林野 潔
- 二 変更年月日 平成十六年十月一日